

令和9年度以降の地域枠定員について

熊本県健康福祉部

地域医療対策協議会の役割

県地域医療対策協議会設置要綱において、医療法第30条の23の規定に基づき、地域枠の設定について、地対協で協議することとされているため、本日お諮りするもの。

<参考> 熊本県地域医療対策協議会設置要綱

一部抜粋

【設置】

第1条 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の23第1項の規定に基づき、本県における医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議・調整を行うことを目的として、熊本県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

【協議事項】

第2条 協議会は、医師の確保を図るために必要な次に掲げる事項について協議を行い、協議が調った事項を公表する。

- (1) 医師確保計画の策定及び当該計画に記載された医師確保対策に関する事項
- (2) キャリア形成プログラムに関する事項
- (3) 医師の派遣に関する事項
- (4) キャリア形成プログラムに基づき医師が不足している地域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項（キャリア支援策）
- (5) 医師が不足している地域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項（負担軽減策）
- (6) 大学における地域枠・地元枠の設定に関する事項
- (7) 日本専門医機構等に対する専門研修に係る意見陳述に関する事項
- (8) 臨床研修病院ごとの研修医定員の設定に関する事項
- (9) 臨床研修病院の指定に関する事項
- (10) その他医師の確保を図るために必要な事項

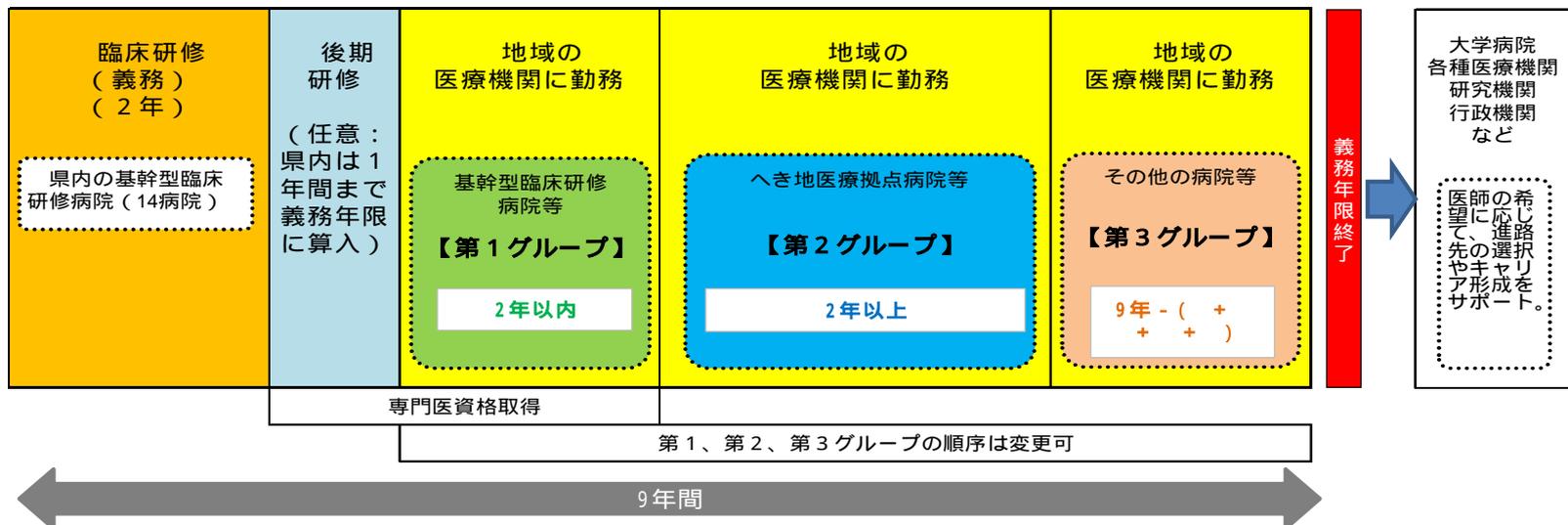
地域枠制度（県医師修学資金貸与制度）について

県内の医師が不足する地域の医師確保を目的とする制度。

熊本大学医学部医学科に別枠方式（推薦入試）で入学した学生に対し、県が修学資金を貸与。卒業後の一定期間、知事が指定する県内の病院等で勤務した場合、修学資金の返還が全額免除される。

本県では、平成21年度の制度開始以降、現在までの修学資金貸与者は113名。

熊本県医師修学資金貸与医師のモデルキャリアパス例 （最短の9年間で返還免除となる場合）



これまでの地域枠定員の推移

	H21	H22～R1	R2～R3	R4～R6	R7～
医学部医学科定員	110	115	110	110	109
うち地域枠	5	10	5	8	8
うち恒久定員	0	0	0	3	4
うち臨時定員	5	10	5	5	4

【平成21年度～】

「緊急医師確保対策」に基づき、一般枠5名を設定

【平成22年度～】

「経済財政改革の基本方針2009」に基づき、地域枠5名を設定（一般枠と併せて地域枠定員10名）

【令和2年度～】

厚労省から、地域枠は別枠方式により選抜することが要件と示されたため、令和元年度までで一般枠5名を廃止（令和2年度から地域枠定員5名）

【令和4年度～】

医師の働き方改革や専攻医シーリングへの対応等のため、令和4年度から地域枠8名に増員

臨時定員...地域の医師確保のため、卒業後、地域医療等に従事する明確な意思を持った学生を別枠方式で選抜する大学に対し、特例として臨時的に医学部医学科定員の上乗せが認められるもの。

本県における医師確保対策（計画）及び地域枠増員の必要性

現状・課題

- ・ 医師数の6割が熊本市に集中し、地域偏在が大きい（熊本市と阿蘇圏域では3.1倍の差）。
- ・ 地域勤務医師（自治医・地域枠）の増加に伴い、支援体制の強化等が必要（R6:45人 R7:57人）。
- ・ 女性医師の増加（39歳以下では32%）に伴い、女性・子育て医師の就労継続に向けた支援が必要。

目指す姿

- ・ 本県の地域医療や医師偏在の状況等を踏まえ、大学病院、県医師会、関係医療機関及び県が連携し、地域医療を支える医師を養成・確保することにより地域における医療提供体制を強化し、地域において安定的に医療を提供できる体制を構築します。

施策の方向性

医学生・医師の養成

- ・ 熊大に地域枠（毎年度8人）を設置
- ・ 寄附講座による総合診療医の養成 等

医師派遣

- ・ 自治医、地域枠医師、ネットワーク推進医派遣
- ・ 社会医療法人等からの派遣 等

地域勤務の環境整備

- ・ 専門性維持のための学会参加等への支援
- ・ 相談対応、医療機関の勤務環境改善 等

県内就業の促進

- ・ 臨床研修病院合同説明会の開催
- ・ 専門研修プログラム説明会の開催 等

新たな課題、状況変化

若手医師の不足

- ・ 35歳未満医師数の割合は全国最下位、65歳以上は全国5番目に高い。

熊大病院入局者の減少

- ・ 県内唯一の地域への医師派遣機関である熊大病院入局者が減少（H31:103人 R6:80人）。

地域枠制度の安定運用

- ・ 制度運用が進み、義務外後期研修者や育休取得者等が一定数発生（H31:1人 R6:18人）。

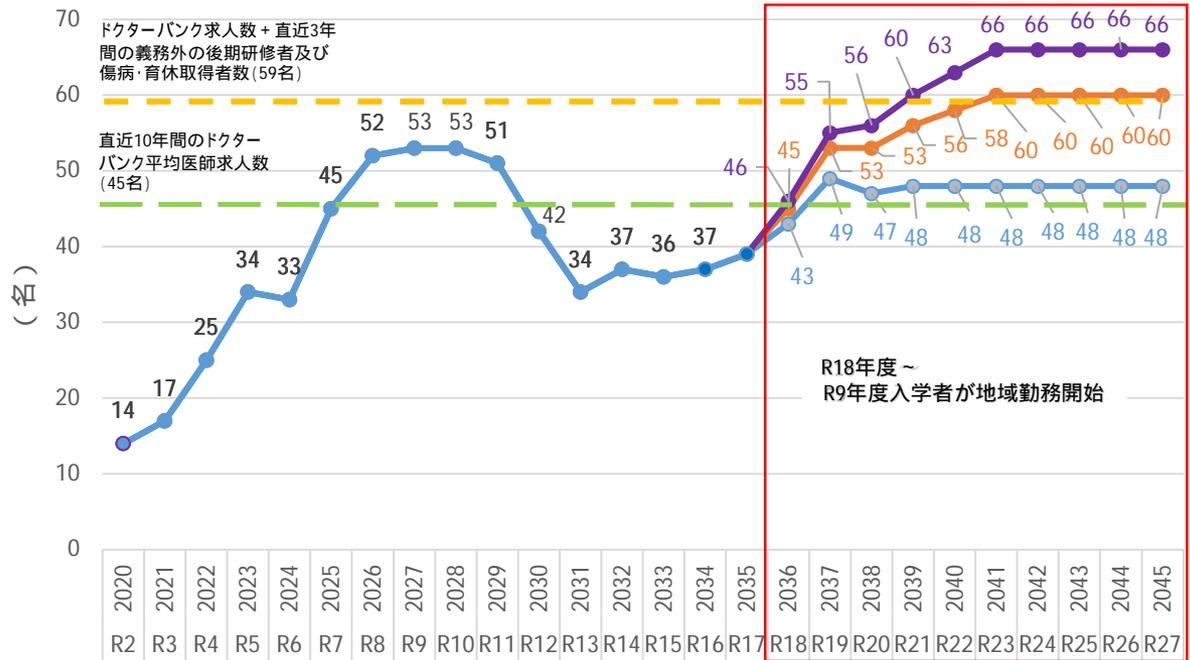
新たな課題や状況変化に対応するため、県として、熊大病院や基幹病院と連携し、将来を見据えた医師確保対策を進める必要がある。

地域枠医師数の将来推計 (知事指定病院等で勤務する医師数の推計)

【前提条件】

- 直近10年間(H27～R6)の県ドクターバンク求人数(地域枠制度の知事指定病院等)の平均 45名/年
 - 直近3年間(R4～R6)の卒後4年目以降の地域枠医師のうち、義務外で後期研修を受けている医師及び育児休業・傷病休暇取得者の平均 14名/年
- 今後も地域勤務を行わない医師が一定程度発生することが見込まれ、地域勤務者を安定的に確保するため、令和9年度から地域枠定員を8名から11名に増員した場合を推計(橙色折線:10名、紫色折線:11名)。

令和7年度時点の地域勤務を行う医師数の予測



【推計条件】

- 定員8名の場合(～R7:実績、R8～:推計)
- R9(2027)年度から定員を10名にした場合
- R9(2027)年度から定員を11名にした場合

毎年度入学者定員を確保し、臨床研修2年、後期研修1年を経て、卒後4年目から地域勤務を開始する想定

地域勤務を行わない医師が一定数発生しても、知事指定病院等で勤務する医師を安定的に確保するためには、地域枠定員を8名から11名へ増員することが必要と考えられる。

● 定員8名の場合
● R9(2027)年度から定員を10名にした場合
● R9(2027)年度から定員を11名にした場合

《協議事項》令和9年度以降の地域枠定員（案）

令和7年度

【医学部医学科定員】109名
(恒久定員105名、臨時定員4名)

うち、地域枠 8名
(臨時定員4名、恒久定員4名)

令和9年度以降（案）

【医学部医学科定員】109名
(恒久定員105名、臨時定員4名)
臨時定員4名が継続の場合

うち、地域枠 11名
(臨時定員4名、恒久定員7名)

臨時定員4名が継続の場合
臨時定員が変更となった場合は、恒久定員への振替えについて、熊本大学と協議を行う。
増員に必要な県予算が確保できた場合
今後、将来の医療需要等を踏まえ、見直しを行うことがあり得る。

今後のスケジュール

【令和7年10月～】

県及び熊本大学で、令和9年度以降の地域枠の具体的な内容等について協議

【令和8年2月頃】

県と熊本大学との協議結果を地対協に報告

【令和8年3月頃】

<熊本大学> 令和9年度入試に係る2年前予告